

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
多賀城駐屯地公務員宿舎 LED 化交換	6 9	
	作 成	令和 8 年 6 月 2 3 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	多賀城駐屯地業務隊厚生科

- 1 役務件名
多賀城駐屯地公務員宿舎 LED 化交換
- 2 役務場所
宮城県多賀城市 陸上自衛隊多賀城駐屯地公務員宿舎
- 3 役務概要
公務員宿舎の LED 化交換一式を行うもの
- 4 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊多賀城駐屯地で実施する「多賀城駐屯地公務員宿舎 LED 化交換」について規定する。
- 5 一般事項
 - (1) 共通事項
本仕様書に記載なき事項でも、当該構造物の機能保持上当然必要な技術上の処理は請負者において行うものとする。なお、本役務の実施にあたり疑義を生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。
 - (2) 設計変更
現場の収まりや取り合わせ等により、軽微な変更の必要が生じた時は、監督官と協議を行いその指示に従うこと。また、設計変更については金額の増を行わない
 - (3) 災害防止
災害予防については常に注意を怠らないようにするのはもちろん、突発事故が発生した場合は速やかに監督官に報告するものとする。なお、災害事故、損害発生については全て請負者の責任とし、部隊としての補償は一切行わない。
 - (4) 現場管理
現場への作業員その他の出入りの監督、風紀衛生の取締並びに火災、盗難その他事故防止について請負者は責任をもって十分な注意を払う。また、現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。
 - (5) 着 手
請負者は着手前に着工届を監督官に提出し、承認を受けたのちに着手するものとする。
 - (6) 工程表
請負者は着手前に工程表を監督官に提出し、承認を受けたのちに着手するものとする。
 - (7) 材料検査
本件に使用する材料は全て監督官の検査を受け、合格した物を使用する。なお、仮設用資材以外の交換材料は全て新品とする。ただし、監督官の認めた軽微なものについては、この限りではない。
 - (8) 発生材
本件による発生材は、原則として調書と共に引き継ぐものとする。但し、金属以外の発生材は、請負者側で部隊外排出し、廃棄物の処理等の規定に基づき適切に処理するものとする。また、これにより発生する書類（マニフェスト等）は監督官へ提出するものとする。
 - (9) 完 了
作業完了の際は関係書類を提出し、検査官の完成検査を受け合格をもって完了とする。
 - (10) 電力及び水の使用
必要な電気及び水道は、すべて請負者側の負担とする。
 - (11) 写 真
施工前、施工中、施工後、隠ぺい部、材料検査及び監督官の指示により写真撮影し、写真帳に整理して提出するものとする。

6 特記事項

- (1) 別表 1 に示す箇所のＬＥＤ照明器具への交換、配線及び結線、撤去
- (2) 事前に現地を確認し、詳細設計での回路調査等を実施して作業すること。
- (3) 配管、配線は既存を使用するが、不備がある場合は改修を施す。
- (4) 作業に必要な雑材料及び消耗品等は本役務に含むものとし、請負者側において準備するものとする。
- (5) ＬＥＤ器具は、品質を保証するために日本工業規格ＪＩＳ 8159-1に準拠し、日本照明工業会ガイド(高品質照明用ＬＥＤ光源における性能要求指数)を基準とする。
- (6) 本件での活線作業は禁止とし、必ず電源を落として作業を実施すること。
- (7) 施工前後に絶縁抵抗値を測定し、監督官に書面にて提出する事。
- (8) 施工日 2 週間前までに施工場所の各棟に請負者側にてお知らせを掲示し入居者へ周知すること。
- (9) 提出書類
 - ア 着手届
 - イ 現場代理人届
 - ウ 工程表
 - エ 材料検査願
 - オ 作業日報
 - カ 完了届
 - キ 作業状況写真（作業前・中・後及び監督官の指示した箇所）
 - ク その他（監督官の指示するもの。）